

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇OPEC、新原油価格を決定

OPEC(石油輸出国機構)は12月12~13日、ウィーンで閣僚会議を開催し、75年初から適用する原油価格等を次のとおり決定した。

- (1) 原油価格については、アブダビ石油会議(11月9~10日開催)の決定(注1)の線に沿って、操業石油会社(メジャー)の取得原油にかかる産油国政府取り分を、標準油種でバーレル当り9.74ドルから10.12ドルに38セント(3.9%)引き上げ、これを原油価格の基準とする。なお、本措置の適用期間は75年1月1日から同9月30日までとする。
- (2) 75年1月24日、アルジェで石油相・外相合同会議を開催し、インフレ・スライド制導入等につき検討する。
- (3) 次回定期総会を75年6月9日、ガボンのリブルビルで開催する。

(注1) アブダビ会議では、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールの3か国が11月1日以降の公示価格およびバイパック価

### メジャーの総コストと産油国政府取り分

(標準油種、バーレル当り・ドル)

	1974年 10月31 日以前	アブダビ 決議 (11月1 日以降 実施)	今 次 決定(注1) 1975年1月 1日以降 実施)
公示価格	11.65	11.25	(11.25)
利権原油コスト	8.36	9.92	(9.92)
うち利権料	1.94	2.25	(2.25)
所得税	6.32	7.57	(7.55)
産油コスト	0.10	0.10	(0.12)
バイパック価格(注2)	10.84	10.46	(10.46)
メジャーの総コスト(注3)	9.84	10.24	(10.24)
産油国政府取り分(注4)	9.74	10.14	10.12

(注1) カッコ内は推定。

(注2) バイパック価格(=DD原油価格)はアブダビ決議以前は公示価格の93%。今回はバイパック価格に関する決定事項は発表されていないが、産油国政府取り分がアブダビ決議とはほぼ一致していることから、同価格は据え置かれたものとみられている。

(注3) 経営参加比率を60%とし、参加原油の100%をメジャーがバイパックするとして計算(総コスト=利権原油コスト×0.4+バイパック価格×0.6)。

(注4) 産油国政府取り分は、メジャー総コストから産油コストを差し引いた部分に等しい。

格(=DD原油価格)の3.4%引き下げと、利権料率(16.67→20%)所得税率(65.75→85%)の引き上げを決定、これにより産油国政府取り分はバーレル当り9.74ドルから10.14ドルに40セント(4.1%)引き上げられた。

今回、新原油価格の基準とされた産油国政府取り分(バーレル当り10.12ドル)は、アブダビ会議で決定された政府取り分(同10.14ドル)とはほぼ一致するもので、結局、今次会议ではDD原油価格の引き下げを含めてOPEC全加盟国がさきの3か国決定を追認した形となっている。そのねらいは、①利権料、所得税の引き上げによりインフレに伴う石油収入の減価を補てんすること、②DD原油価格を引き下げ原油の直接販売を拡大するとともに、国営石油会社の育成を図ること、さらに③DD原油価格の引き下げを通じてメジャーの価格転嫁をけん制(すなわちメジャー利益を圧縮)しつつ市場価格全般の低下を図ること、などにあるものとみられている。

## 米州諸国

### ◇米国、公定歩合を引き下げる

米国連邦準備制度理事会は12月6日、ニューヨーク、フィラデルフィア両地区連銀が公定歩合を8.0%から7.75%に引き下げ、9日から実施することを承認した旨発表した。続いて9日には、ボストン、シカゴ、リッチモンド、ダラスの4地区連銀の追随引き下げ(10日実施)を承認、さらに10日にはサンフランシスコ連銀(11日実施)、12日にはクリーブランド、カンサスシティ、ミネアポリス、セントルイスの4地区連銀(13日実施)、13日には残るアトランタ連銀(16日実施)の同様の引き下げを承認した。

今次引き下げは、今回引締め開始(73年1月)以来ほぼ2年ぶりの引き下げであり、また公定歩合引き下げとしては71年12月(4.75→4.5%)以来約3年ぶりのことである。

今次措置の趣旨につき理事会では、「最近における資金需要の増勢鈍化および夏以来続いている市場金利の低下傾向にかんがみ採られた措置である」と説明している。

### ◇米国連邦準備制度理事会、レギュレーションQを改訂

米国連邦準備制度理事会は12月6日、レギュレーションQを改訂し、定期預金の中に下記の条件で投資証書(Investment Certificate)という新たな範疇を設け、最高限度7.5%の付利を認める旨発表した(23日実施)。

(1) 期間6年以上

(2) 金額1,000ドル以上10万ドル未満

(3) 譲渡可能、譲渡不可能いずれの形態(注)での発行も可。

今次措置の趣旨につき同理事会は、「長期定期預金の金利を有利なものとするため」と説明している。

また、今回措置に伴い、先般新設された公的機関の10万ドル未満の定期預金に対する金利最高限度についても7.75%(従来7.5%)に引き上げられた。

なお、本措置と同時に連邦住宅貸付銀行理事会(Federal Home Loan Bank Board, FHLBB)および連邦預金保険会社(Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)は、それぞれその管轄下にある貯蓄貸付組合(savings and loan associations)、相互貯蓄銀行(mutual savings banks)および連銀非加盟商業銀行に対し、6年以上もの定期預金区分の新設を認め金利最高限度を7.75%に設定する旨発表している。

(注) 譲渡可能投資証券(Negotiable Investment Certificate)の場合には期限前償還は認められない。ただし、貸出金の担保とすることは認められるが、貸出金利は当該証券金利を少なくとも2%上回ることが必要。また、当該証券発行銀行はその売買に関する仲介業務を行うことは認められるが、自己創立での保有は不可。一方、譲渡不可能証券(Non-negotiable Investment Certificate)の場合には、理事会の定期預定期限前払戻しに関する規定(3か月間を無利息としたうえで、残りの期間に対しても貯蓄預金以下の金利を適用)に基づきその期限前償還を認める。

#### レギュレーションQによる預金金利最高限度の推移

(単位・%)

	1973年 11月1日	1974年 11月27日	1974年 12月23日
貯蓄預金	5	5	5
うち公的機関		新設 5	5
定期預金			
10万ドル未満			
30日以上90日未満	5	5	5
90日以上1年未満	5½	5½	5½
1年以上2年未満	6	6	6
2年以上	6½	6½	6½
4年以上(1千ドル以上)	7¼	7¼	7¼
6年以上(1千ドル以上)			新設 7½
うち公的機関(期間は問わない)		新設 7½	7¾
10万ドル以上	適用停止	適用停止	適用停止

#### ◇カナダ、特許銀行の第2線準備率を再引下げ

カナダ銀行は12月30日、特許銀行の第2線準備率を75年1月以降7.0%から6.0%に引き下げる旨発表した。今次措置はさる12月の引下げ(8.0→7.0%、49年12月号「要録」参照)に続くものである。

今次措置について同行のブイ総裁は、「最近、国庫の

資金繰りが緩和しており、第2線準備の適格資産である政府短期証券の残高が増加していないため、必要以上の高率の第2線準備を維持するのは不適当と思われることから採られた措置であり、技術的なものである。本措置に基づく特許銀行の余剰資金は別途公開市場操作等によってほぼ吸収されよう」と述べている。

#### ◇米仏首脳会談の開催

フォード米国大統領就任後に展開されてきた一連の首脳会談の一環として、米仏首脳会談は12月14日から3日間にわたりフランス領マルティニク島で開催された。会談終了後コミュニケが発表されたが、金評価替えに関する合意など経済問題に関する部分は概要次のとおり。

##### (1) 経済政策

E C 各国および米国は、インフレを抑制しつつ、失業を回避するための経済政策を実施すべきである。また、保護主義的な措置を回避することが特に重要であり、両国大統領は必要に応じ政策協調のための国際会議を招集する用意がある。

##### (2) 国際収支赤字ファイナンス問題

国際金融の現状にかんがみ、IMF機構およびその他の補完的な制度を通じてより緊密に国際金融協調を進めば検討することが望ましい。

##### (3) 金評価替え問題

いかなる国も、自国の金準備を市場相場に基づいて評価替えする意思のある場合は、それを行うことが適当であろう。

##### (4) エネルギー問題に関する国際会議の開催

ジスカールデスタン・フランス大統領が提案したような産油国と石油消費国との会議を可及的速やかに開催することが望ましい。その場合、石油消費国の結束が重要で、エネルギー節約、エネルギー開発プログラム等に関する協力をまず強化する必要があり、その成果のうえに立って、石油消費国と産油国との間の準備会議を1975年3月中に開催することとする。

#### 歐州諸国

#### ◇E C、首脳会談を開催

E C首脳会談は、コペンハーゲン会談(73年12月)以来1年ぶりに、12月9、10日の両日パリで開催され、機構改革、共通経済政策、地域開発基金、英国の加盟条件再交渉、エネルギー政策などの諸問題が取りあげられた。会談終了後のコミュニケの概要は以下のとおり。

##### (1) 機構改革問題

イ. 従来の首脳会談に代え、今後は各国首脳および外相からなる欧州協議会を、原則として年3回以上開催する。ECの議決方式については、満場一致というこれまでの慣習を改めることが望ましい。

ロ. 欧州議会の議員選出については、直接選挙の方法をできるだけ速やかに実施する。欧州議会の現行提案が採択されれば、直接選挙は1978年から実施される(ただし、本件については英國、デンマークは態度を留保)。

ハ. 欧州同盟に関するパリ首脳会談(1972年10月)での決定(注)を確認する。また欧州同盟の概念を明確にするため、共同体の諸機関は1975年6月末までに本問題に関する報告を作成し、さらにチンデマン・ベルギー首相を中心とする作業グループは1975年末までにそれらを総括した報告を作成する。

(注) 1972年10月のパリ首脳会談において採択されたコミュニケでは、「加盟国間の諸関係の總体(l'ensemble des relations des Etats membres)が1970年代中に欧州同盟へと発展することを重要な目標とする」とうたわれている。

ニ. 加盟国のパスポートを共通化するための作業グループを設置する。

#### (2) 共通経済政策

イ. 各国首脳は、欧州経済通貨統合の実現に努力することを確認する。

ロ. 経済政策の目的は、これまで同様インフレ抑制と雇用の確保にある。現在は安定を維持しつつ景気回復を図ることに高い優先度が与えられなければならない。このため、国際収支が黒字の加盟国は国内需要刺激、高水準の雇用確保のための政策を実施すべきである。ECは西ドイツ、オランダがこの方向に沿って最近採っている政策を歓迎する。

#### (3) 地域開発基金

欧州地域開発基金を1975年1月1日から発足させる。同基金に対し今後3年間に13億UC(75年に3億UC、76、77年に各5億UC)の資金を拠出する。

資金拠出の配分は、イタリア40.0%、英國28.0%、フランス15.0%、西ドイツ6.4%、アイルランド6.0%、オランダ1.7%、ベルギー1.5%、デンマーク1.3%、ルクセンブルク0.1%とする。

#### (4) 英国の加盟条件再交渉

特定国のEC財政負担が過大となり、ECの健全な機能が阻害されることのないようその財政負担方式を再検討し、必要な修正を施す方向で臨む。

#### (5) エネルギー政策

各国首脳は、石油輸出国と輸入国の協調の可能性を検討した。この点に関し、近々予定されている米仏首

脳会談に重大な关心を寄せている。

共同体の下部機関は共通エネルギー政策を速やかに検討する。

#### ◇ EC、長期エネルギー計画を策定

EC閣僚理事会(エネルギー担当相)は12月17日、ECのエネルギー長期需給計画を決定したが、その概要は以下のとおり。

- (1) ECのエネルギー消費量増加率を当初見通し(1974年1月策定)の年率5.0%から3.5%に引き下げる(1985年の消費量は当初見通し比15%減)。
- (2) エネルギーの对外依存度(73年は63%)を1985年には50%(できれば40%)に引き下げる。

エネルギー源別には、以下のような目標を設定する。

- イ. 石炭生産量を現在水準の180百万tep(石油相当トン)に維持する。
  - ロ. 天然ガス増産により、1985年の天然ガス生産量を最低175百万tep(できれば225百万tep)に引き上げる。
  - ハ. 原子力発電所の増設により、1985年の原子力発電能力を最低160百万キロワット(できれば200百万キロワット)に引き上げる。
  - ニ. 水力、地熱エネルギーを1985年には45百万tepに引き上げる。
  - ホ. 域内石油生産量を1985年には180百万トンに引き上げる一方、輸入石油(73年は640百万トン)を540百万トン(できれば420百万トン)に引き下げる。
- なお、これらの目標を達成するために必要な具体的な施策については、次回(75年2月予定)以降のエネルギー担当相会議で検討される予定である。

#### ◇ 英国、エネルギー節減措置を発表

1. 英国のヴァーリー・エネルギー相は12月9日、12項目からなるエネルギー節減措置を発表した。本措置は11月の第2次補正予算案発表の際に、石油赤字削減策の一環としてその導入が予定されていたものである。

本措置の内容、次のとおり。

- (1) 企業のエネルギー節減投資に対する貸付措置(年間総額3百万ポンド)。
- (2) 石油価格引上げの際は、節約が容易なガソリンの値上げを重点的に行う。
- (3) ガソリンへの鉛添加量の削減停止。
- (4) 政府建造物の暖房設備等改善による燃料コスト20%節減(この設備改善に関する要資は今後数年間にわたり各年5百万ポンド)。

- (5) 政府以外の公共建造物(地方公共団体等)ならびに公共交通のエネルギー節減に関し、政府と関係公共団体との間で緊急に討議を行う。
  - (6) 自動車のスピード制限強化(片道1車線道路時速50マイル、高速道路以外の2~3車線道路同60マイル、高速道路は変わらず)。
  - (7) 一般住宅以外の建造物の暖房温度制限(20°C)。
  - (8) 今後建造される住宅は断熱材の使用量をほぼ倍増すること(環境省政令)。
  - (9) 各企業は年次報告書に燃料費およびエネルギー節減対策を掲載する(今後立法化の予定)とともに、エネルギー節減責任者を任命すること。
  - (10) 各企業においてエネルギー節減に関し労使合同協議を行うこと。
  - (11) 昼間の屋外ディスプレーのための電力使用制限。
  - (12) 上記諸措置に関連して、企業、ドライバー、家庭に対しエネルギー節減のPRを行う。
2. 本措置発表に際しエネルギー相は、「これら措置による節減効果は全エネルギー消費量の年間約2%(年間150百万ポンドの輸入減——12月20日以降のガソリン価格1ガロン当たり10ペンス引上げの効果50百万ポンドを含む)と見込まれ、年初来の“switch off something”キャンペーン等による自主的節減効果とほぼ同額であるが、74年中の石油赤字が35億ポンドを超え巨額に達する見込みであることからすれば、その節減効果は微々たるものであり、今後も同様のエネルギー節減措置を打ち出し、数年後には全エネルギー消費量10%の削減(輸入額は年間7億ポンド減少)を目指す」旨明らかにしている。

#### ◇英国、対外直接投資に関する為替管理を強化

英蘭銀行は12月10日付で、対外直接投資ファイナンスに係る外貨借入れの返済について、為替管理の強化を行った。すなわち、従来この返済金は、英國に流入する利益の範囲内で公定為替市場(official exchange)における外貨調達が認められ、それを上回る場合は投資通貨市場(investment currency)で調達させるものとされていたが、今後は、公定市場での調達限度を上記の投資収益からさらに金利支払分を控除したネット投資収益の範囲内にとどめることとした。

なお“super criterion”投資(輸出を促進し、かつ先行き18か月以内に原投資額に相応する外貨流入をもたらし、その後もそれが継続すると見込まれるもの)に関しては、25万ポンドないしは投資額の50%のいずれか大きい額まで公定市場での外貨調達が認められる(従来どおり)ほか、すでにこの限度まで公定市場で調達が行われ

た場合は、上記ネット投資収益(従来はグロースの投資収益)の範囲内で公定市場経由の調達が認められる。

#### ◇英国、家賃凍結撤廃を決定

英国のクロスランド環境相は12月19日、74年3月以降実施されてきた家賃凍結措置を75年2月1日限りで撤廃する旨発表した。これは、一時政府部内でも凍結延長の声が高まっていたが、①賃貸住宅業界の収益不芳、②賃貸住宅建設の沈滞による先行き住宅供給の悪化見通し、などから、当初の予定どおりほぼ1年間で凍結を撤廃したものである。

#### ◇英国政府、経営不振企業の救済に乗り出す

英国のベンチャービジネス相は12月6日、収益不振に陥っている英國最大の自動車メーカー、ブリティッシュ・レイランド社に対し資金援助を行うとともに同社株式の一部を国有化する旨発表した。本件は、今後議会の承認を必要とし、その援助額、株式取得比率等も未詳であるが、設備投資資金の一部として少なくとも5千万ポンドの長期貸付が行われる模様である。

また、同国第3位の石油会社、バーマ・オイル社はタンカー部門の欠損計上などから政府援助を申請していたが、12月31日、英蘭銀行は同社の対外債務6億5千万ドルの保証を行うことを決定した。この見返りとして同社は、英蘭銀行に対し同社保有のブリティッシュ・ペトロリアム社株式を担保として差し入れるとともに、英國政府が同社の北海油田部門の51%を保有することに同意した。

#### ◇ブンデスバンク、公定歩合を再引下げ

1. ブンデスバンクは12月19日の定例中央銀行理事会において、公定歩合を6.5%から6.0%へ、債券担保(ローン)貸付利率を8.5%から8.0%へそれぞれ0.5%引き下げ、12月20日から実施する旨決定、発表した。今回の公定歩合引下げは、さる10月(24日決定、25日実施)の引下げ措置(7.0→6.5%)に続くものである。

2. 同行コミュニケーションによれば、「本措置は景気の現状を考慮し、市中金利の低下傾向を維持するため実施したものである」と説明されている。また、クラーゼン総裁等同行首脳部は上記コミュニケーション趣旨を強調した後、引下げ幅を比較的小幅にとどめたことに関連し、要旨次のような追加的説明を行っている。

「(1)今回の措置決定に際しては、大幅な引下げが債券市場等の不安定を招くおそれがあることおよび国際的金利動向などに配慮して0.5%の小幅引下げにとどめた。

ロンバード貸付利率については公定歩合との格差を2%と比較的大幅に保ち、同貸付額の膨張がおのずと抑えられるよう誘導したいと考えている。なお明年1月には金融市場がかなり緩み、市場金利は公定歩合に近づくものとみている。

(2) 物価動向は落着きを示しているが、景気の回復にはきたるべき賃金交渉において「冷静で節度ある態度(vernunftiges und diszipliniertes verhalten)」が大前提であることはいうまでもない。

#### ◇ ブンデスバンク、1975年の中銀通貨の適正増加率を8%とする旨の見解を公表

1. ブンデスバンクは12月5日、今後の金融政策の運営方針について要旨次のようなコミュニケを発表した。

「ブンデスバンクは本日の定例中央銀行理事会において、フリデリクス経済相同意席のもと、金融政策に関し次の方針をとることで意見の一致をみた。すなわち、ブンデスバンクは今後物価上昇率を徐々に引き下げていくとともに、目標とする(angestrebte)実質成長率の達成を金融面からさまたげることのないよう配慮することをもってその基本方針とする。来年の実質成長率がどの程度のものになるかは今後の価格・賃金決定が適切に行われ、雇用、売上げ水準の維持・改善が可能になるかどうかにより左右されるところが大きいが、いまのところ、上記の基本方針に見合った来年の中央銀行通貨(注)(Zentralbankgeldmenge)の適切な増加率はおおむね8%見当と考えている。ただし、この場合短期的にはGNPと中央銀行通貨との間になんら密接な関係のないことはもちろんである。」

2. 本コミュニケに関しクラーゼン総裁、エミンガー副総裁は、「先般の経済専門委員会の年次報告にもあるとおり、労使を含めて経済界一般がブンデスバンクの今後の政策方針を明確に知り、賃金交渉等の際にそれぞれの指針となしうるようになることが必要であって、本日の発表もこうした趣旨に基づいている。したがって、ここにきて金融政策の方針が転換したわけではないことはいうまでもない」旨述べたと伝えられる。

(注) 「中央銀行通貨」＝「国内流通現金」(市中銀行の手元現金を含む)+「市中銀行の国内債務に対し準備預金制度上義務づけられる中央銀行預け金」

#### ◇ 西ドイツ政府、財政面からの景気刺激策を決定

1. 西ドイツ政府は12月12日の閣議で、以下のような財政面からの景気刺激措置(Programm stabilitätsgerechter Aufschwung)を決定、発表した。

(1) 投資プレミアム

イ. 民間投資需要を喚起し、かつ雇用状態の改善を図る趣旨から、74年12月1日～75年6月末の間に発注された設備投資財の取得ないし製造費用につき、その7.5%相当額の投資プレミアム(Investitionszulage)を支給する。ただし、その対象となる設備投資財は、新規に取得ないし製造される動産投資(800マルク以下は対象外)および工場建物であって、しかも前者については76年6月末までに、後者については77年6月末までに、それぞれ設置ないし建設が完了するものに限られる(なお、設備投資完了が上記期限後にずれ込んだ場合には、同期限内に行われた分のみが投資プレミアムの支給対象となる)。

ロ. エネルギー節約投資(energiesparende Investitionen)については、上記のほかに7.5%の投資プレミアムが支給される(ただし、このうち経済省が重要であると認めた投資については設備投資完了期限は78年6月末とする)。

#### (2) 追加的財政支出および賃金補助金

景気のこれ以上の落込みを防ぐ趣旨から、経済安定・成長促進法第6条第2項(注1)に基づき、17.3億マルクの追加財政支出(Zusätzliche Bundesausgaben)(注2)を行う。このうち11.3億マルクは建設、石炭関係等の公共投資等による投資拡大にあて、残り6億マルクは雇用促進のための補助金として失業率のとくに高い(74年9月1日～11月30日の間の失業率が全国平均のそれを0.5%以上上回っているところ)地域向けに支出する。なお後者の補助金は、①75年4月末までに労働者を雇用する企業に対し雇用後6ヶ月間にわたって支給される賃金補助金(Lohnkostenzuschüsse)5億マルクと、②長期失業者で同じく75年4月末までに就職する者に対して支給される一時金(Einmalige Mobilitätszulagen)1億マルク(労働者1人当たり100～600マルク、既婚者はこれに100マルク上乗せ)とからなる。

(注1) 経済安定・成長促進法第6条第2項

「連邦政府は、第1条＜連邦および州は経済の総合的均衡を維持するよう努めなければならない……＞に従うことを目的とする一般的経済活動の沈滞期には、財政の追加的支出を行うことを決定することができる<以下省略>」。

(注2) 追加財政支出17.3億マルクの内訳

	百万マルク
イ. 雇用促進のための補助金	600
ロ. 投資拡大のための支出	1,130
(イ) エネルギー産業向けの特別支出	310
(ロ) 建設(公共住宅等)	280
(ハ) 土木工事	370
(二) 連邦鉄道(車両増強等)	115
(ホ) その他	55
合計	1,730

#### (3) 操短手当金の支給期間の延長

失業増大を防ぐため、操短手当金(Kurzarbeiterge-

ld)の支給期間を現行の最高1年から2年に延長する。

(4) 住宅割増賃却の拡大

住宅建築需要を喚起するため、現在個人住宅の建築主および第1次取得者に限り認められている割増賃却(所得税法第7条b、ただし1世帯および2世帯家屋が対象)を第2次取得者(ただし家屋完成後8年以内の取得に限る)にまで拡大する。

(5) 中小企業向けの貸付

中小企業の投資を促進する見地からこれら企業に対しER P(欧洲復興計画)の75年度支出計画分のうちの5億マルクおよび復興金融公庫(KFW)を通じての最低10億マルクをそれぞれ貸し付ける。

(6) ブンデスバンク凍結資金の一部取崩し

75年に見込まれる財政赤字の一部ファイナンスのため、ブンデスバンク凍結資金(11月末、107億マルク)のうち、景気安定付加税(Stabilitätszuschlag)からの積立て分約35億マルク(連邦分15.5億マルク、州分19.2億マルク)および投資税(Investitionsteuer)積立て分約9億マルク(連邦分6.1億マルク、州分2.5億マルク)の合計約44億マルクを使用するほか、安定国債(Stabilitätsanleihe)発行代り金積立て分(25億マルク)の全額ないしその一部取崩しを行う。

2. 上記措置に関し、フリデリクス経済相は閣議終了後の記者会見で次のとおり語ったと伝えられる。

「本日決定した諸措置の最大のねらいは、景気のこれ以上の落込みを防ぎ、しかもインフレを刺激することなく着実に内需を上向かせることにある。来年は輸出の伸び率鈍化が予想されるだけに、内需の持続的な拡大を図ることが肝要であるが、そのためには設備投資の回復がとりわけ重要である。この点、投資プレミアムの導入が設備投資を誘発し、十分にその効果を發揮するものと確信している。

なお、本措置決定に際しては、先般ブンデスバンクが来年の安定成長を見合った中央銀行通貨(Zentralbankgeldmenge)の適正な伸び率につき約8%との見解を公表している点を重要な判断データとした。」

◇西ドイツ政府、大口信用規制強化等に関する信用制度法改正案を決定

1. 西ドイツ政府は12月18日の閣議において、かねてから検討していた大口信用規制強化に関する信用制度法改正案を大要次のとおり決定した。

(1) 1件当たり大口信用の最高限度を現行の保証自己資本(注)(haftendes Eigenkapital)相当額(すなわち100%)からその75%に引き下げる(当初政府案は50%)。

また大口信用上位5件の合計額について保証自己資本の3倍まで、大口信用の総額については同6倍までの最高限度を新たに設ける(現行法では大口信用総額の最高限度を信用総額の2分の1と規定するのみ)。

(2) 金融機関の常勤役員は最低2名を要することとし、個人商人形態(Rechtsform des Einzelkaufmanns)の金融機関(いわゆる個人銀行)は今後認可しないこととする。

(3) 金融機関の損失が保証自己資本の半額を超える場合は収益不振の恒常化といった事態を生じた場合、銀行監督局は金融機関の営業免許を取り消すこととする。

(4) 銀行監督局は定例の年度決算書検査のほか、格別の理由がない場合でも随時立入り検査(抜取り検査方式)を実施することとする。

(注) 保証自己資本(株式会社の場合)とは、払込済み資本(das eingezahlte Grund oder Stammkapital)から自社株保有分(die eigene Aktien oder Geschäftsanteil)を差し引き、これに積立金(die Rücklagen)を加えたものを指す。

2. 本改正案についてグリュンワルト政府スポーツマンは、「本改正により、大口信用に伴うリスクがかなり回避され、また監督当局による金融機関の実態把握が容易になるので、このところ失われていた金融機関に対する信頼感の回復に十分役だつものと期待している」旨コメントしている。

◇西ドイツ政府、9.5%物連邦債を発行

西ドイツ政府は12月6日、本年第2回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定したが、これによれば、最近の市中金利動向を反映し、クーポン・レートは約1年ぶりに10%台割れとなった。

発行額	600百万マルク(500百万マルク*)
表面金利	9.5%(10%*)
期間	8年、期限前償還不可(5年*)
発行価格	99%(98%*)
応募者利回り	9.69%(10.53%*)
売出し期間	12月11~13日(ただし、上記のうちの550百万マルクについて)

(注) \*印は、74年5月発行の第1回連邦債の発行条件等。

◇西ドイツ連邦議会、長期エネルギー需給計画修正案を承認

西ドイツ連邦議会は12月5日、政府策定の長期エネルギー需給計画修正案(Fortschreibung des Energieprogramms, 74年10月23日に閣議決定)を承認した。

長期エネルギー需給計画修正案の概要は以下のとお

り。

- (1) 1985年の第1次エネルギー消費量を当初計画の610百万トン(石炭換算、以下同じ)から555百万トンに引き下げる(73年実績は380百万トン)。
- (2) 石油依存度を73年(基準年次、以下同じ)の55%から85年(目標年次、以下同じ)には44%(240百万トン、当初計画は54%、330百万トン)に引き下げる。
- (3) 石炭(活炭を含む)依存度を、73年の31%から85年には21%(117百万トン)まで引き下げる(当初計画目標では14%、88百万トン)。
- (4) 天然ガス依存度を10%から18%(101百万トン、当初計画では15%、92百万トン)に引き上げる。
- (5) 原子力エネルギー依存度を1%から15%(81百万トン、当初計画は15%、90百万トン)に引き上げる。
- (6) 石油の長期備蓄を促進する。
- (7) 民族系石油資本の再編成
- (8) なお上記計画作成の前提として、1973~85年の経済成長率を当初年率4.7%と予測していたものを、3.5~4%に下方修正する。

#### ◇ダイムラー・ベンツ社(西ドイツ)株式のクウェート政府による取得

クウェート政府は11月末、西ドイツの代表的自動車メーカーであるダイムラー・ベンツ社(本社シュツットガルト、資本金761百万マルク)の総株式の14%(推定売却価額10億マルク)を同社の大株主であるQuandt一族(第3位。第1位の株主はFliek財閥39%、第2位はDeutsche Bank 29%)から取得した。

なお、本件に関し、この取引を仲介したDresdner銀行のボント頭取は「クウェートの投資目的は、経営参加ではなく純然たる資産運用である」旨コメントしたが、ブンデスバンクのエミンガー副総裁は「こうしたかたちでのオイル・ドラーの還流は西ドイツが黒字国であることを考えるといさきかまちがっている(Recycling mit kleinen Fehlern)」との批判的な見解を表明している。

#### ◇フランス銀行、貸出準備率高率適用制度を修正

##### 1. フランス銀行は12月24日、貸出準備率高率適用制度を修正するとともに、75年上期の基準貸出枠を決定した。

措置の概要は以下のとおり。

###### (1) 75年上期の基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は、74年下期貸出残高をベース(100)として次のように定める(従来は前年同月比増加率を基準値として設定)。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
一般貸出	101	101	102	103	104	105
短期輸出信用	102	104	106	108	110	112

###### (2) ベースとなる74年下期の貸出残高

###### イ、大銀行(月末計数報告銀行)の場合

- (i) 一般貸出については、74年9月末および12月末における従前の基準貸出増加率によって算出された貸出残高(それぞれ前年比113および112)の算術平均。
- (ii) 短期輸出信用については、74年12月末における基準貸出増加率に基づいて計算される残高。

###### ロ、中小銀行、各種金融機関(四半期末計数報告銀行)の場合

- (i) (ii)とも、74年12月末における基準貸出増加率に基づき算出される貸出残高。ただし、前記大銀行の算出方式を採用することも可能。

###### (3) 未使用枠の繰延べ使用について

基準貸出枠の未使用分は、翌月以降6か月間に限り、適当な月の基準貸出枠に上乗せて使用することができる(従来は不可)。ただし、短期輸出信用の未使用枠を一般貸出に充当することはできない。

###### (4) 対象貸出および罰則準備率計算方法

###### 従来の規則(注)に同じ。

(注) 対象貸出は、金融機関の企業または個人に対するすべての信用供与から下記の項目を除外したもの。

- (1) 中・長期輸出信用供与額のうちフランス銀行の再割適格分相当額。
  - (2) 債券(フラン建上場債に限る)による資金調達相当額。
  - (3) 自己資本相当額(払込済み資本金、準備金、引当金、繰越利益)。
  - (4) 機械設備等の輸出にかかる前貸金融。
  - (5) 省エネルギー投資にかかる貸出。
- また罰則準備率は、下記(i)および(ii)の合計に貸出残高が基準貸出枠を上回るパーセント・ポイントを乗じて得られた率とする。
- (1) 固定部分 0.3%
  - (2) 割増部分 貸出残高が基準枠を0.1%ポイント上回るごとに0.015%。

2. 本修正に関しフランス銀行は「今回の決定は高率適用制度の運用に柔軟性を与え、規制を簡略化するために行ったものである。未使用枠の繰延べ使用が可能となった結果、従来の制度に比し若干規制が緩められたともいえるが、銀行信用の伸び率は年率12%程度に規制されており、この点では現在の金融政策の基調を維持している」旨コメントしている。

#### ◇フランス、預金利引上げ等を決定

フランスの経済関係閣僚会議(大統領主催、首相、蔵相、フランス銀行総裁等出席)は12月20日、概要次のような諸措置を実施する旨決定した。

###### (1) 預金利の引上げ(注)(1975年1月1日以後、カッコ

内は旧レート)……貯蓄推進、零細預金者保護を目的とするもの。

貯蓄金庫	通帳預金	年7.5 % (6.5 %)
銀 行	通帳預金	〃7.0 % (5.75%)
	6か月ないし1年定期	〃7.25% (6.75%)
	6か月未満の定期預金	は据置き
中 期 債	5年もの	〃10.5% (9.0%)
	3 〃	〃 9.1% (8.6%)
	2 〃	〃 8.0% (7.5%)
住 宅 貯 蓄	普 通	〃 6.5% (6.0%)
	積 立	〃 9.0% (8.0%)

- (注) (1) 貯蓄金庫の通帳預金利は10月下旬に引上げの方針が決定(49年11月号「要録」参照)していたもの。当初方針では預入額により2本建ての金利(6.5%、7.5%)が適用される予定であったが、今回の決定ではこれが1本化された。  
 (2) 通帳預金に対し從来適用してきた特別割増金利(74年7~12月中旬の平残が74年1~6月中旬の平残を超過する部分に対して適用、49年7月号「要録」参照)は廃止。  
 (3) 銀行の各種預金利(国家信用理事会の専管事項)は、本発表を受けて12月24日、国家信用理事会が正式決定。

なお、預本金利引上げに伴い、預金供託金庫(貯蓄金庫の資金集中運用機関)の地方公共団体等に対する優遇貸出金利を0.25~0.5%引き上げる。

#### (2) 貸出準備率高率適用制度の修正(前項参照)

#### (3) 中小企業に対する特別措置

- イ. 国家契約金庫(注)による保証枠拡大(3億フラン)
- ロ. 経済社会開発基金による投資資金援助(7.5億フラン)

(注) 政府発注財の生産に当たる事業者に対する保証を主たる業務とする政府系機関。

#### ◇フランス政府、自動車業界再建支援措置を発表

フランス政府は12月3日、このところ業況が一段と悪化している自動車業界に対し支援措置を探る旨決定し、次のようなコミュニケーションを発表した。

- (1) 政府は、自動車業界をめぐる内外環境ならびに同業界がフランス経済に占める地位の重要性にかんがみ、最近における業界再編成の動きに呼応し、これをサポートする旨決定した。
- (2) このため、経済社会開発基金(FDES)を通じ、近くシトロエン社に対し10億フラン、ルノー社に対し4.5億フラン計14.5億フランの特別融資(いずれも期間15年、金利年9.75%)を実施する(注)。

(注) 1. シトロエン社向け融資は、同社の赤字収拾策が確定せず、ブジョー社との業務提携交渉が難航していた事情を考慮したもので、融資額は当初予想(5億フラン)比倍増。  
 2. ルノー社向け融資は、業況不振の大手トラック・メーカーSaviem社(ルノー系列)とBerliet社(シトロエン系列)との業務提携円滑化のため。同資金はルノー社に

よるBerliet社の事実上の買収資金に充当される。

#### ◇フランス、景気調整課徴金法案成立

フランス政府が景気対策の一環として10月中旬議会に上程(49年11月号「要録」参照)した景気調整課徴金法案は、その後審議が重ねられてきたが、12月19日、かなりの修正を経たうえで議会を通過、75年1月1日から発効の運びとなった。

主たる修正点は以下のとおり。

#### (1) 法適用の決定

法適用の可否は、毎年予算審議の際に議会が決定する。

#### (2) 対象企業

年間売上高30百万フラン(政府原案24百万フラン)以上の企業および従業員150名(同50名)以上で、年間売上高が10百万フラン(同8百万フラン)以上30百万フラン未満の企業(この結果、対象企業数は、政府案の25,000社から14,600社に減少)。

なお、銀行、保険会社等に対する適用方法は、当初政令によって定めるとされていたが、上院の要請をいれ法律に規定。

#### (3) 課徴金の使途

適用停止時に全額還付する。ただし、企業は2年内に同資金を設備投資に充當しなければならない(政府原案では、庶民貯蓄に対する利子補給等に充當)。

#### (4) 適用停止の条件

工業製品消費者物価指数の上昇率が、3ヶ月間通計で1.5%以内におさまった場合とする(政府原案では、各月の上昇率が3ヶ月続けて0.5%以内におさまった場合)。

#### ◇フランス政府、レストラン料金の凍結措置等を発表

1. フランス政府は12月27日、物価安定策の一環として次のような措置を発表した。

- (1) パリ市内のレストラン料金を、74年12月13~19日の水準で、75年1月1日以降3月末まで凍結する。
- (2) 工業製品に対する小売マージンについては、従来の業種別包括規制に代え、75年9月末まではさらに品目別にマージン率を規制する。
2. 上記措置の背景としては、フランスの消費者物価は、総需要抑制策の効果顕現を主因にこのところ騰勢鈍化傾向にあるが、今次措置はこうした傾向を一段と促進することを目的としている。すなわち、(1)に関してはここ1年間の食料品(パリ地区)の消費者物価、卸売物価上昇率がそれぞれ10.9%、5.3%にとどまっているほか、主

要食料品の多くはほぼ横ばいで推移しているのに対し、ここ1年間にレストラン料金が16.3%上昇しており、しかも10月には年率30%近い上昇テンポを示すなど食料品物価との乖離が際だっていることに対処して採られたものである。

次に(2)に関しては、最近工業製品価格が卸売段階では騰勢の一服ないし値下がりをみる品目もみられはじめているが、これをさらに小売段階に反映させることをねらったものである。

#### ◇フランス、産油国との経済協力協定締結に注力

フランス政府は、貿易収支不均衡是正のため、かねて産油国に対し積極的にアプローチし経済協力協定の締結に注力してきたが、12月中にイラク、イラン両国との間にそれぞれ大口の長期輸出契約を締結した。契約の内容等概要以下のとおり。

##### (1) 対イラク(総額120～130億フラン)

- イ. イラクはカラー・テレビの導入にあたり、フランス方式(SECAM<sup>(注)</sup>)を採用。
- ロ. 石油化学コンビナート、アルミニウム精錬工場、病院等を建設。
- ハ. 原子力発電所、自動車組立工場等の建設、および航空機輸出等の計画についての話し合いを推進。

##### (2) 対イラン(総額350億フラン)

- イ. イランはカラー・テレビの導入にあたり、フランス方式(SECAM)を採用。
- ロ. テヘラン市の地下鉄建設。
- ハ. イラン国鉄に対しターボ式車両(26両)の輸出。
- ニ. イラン国鉄の近代化・電化工事。
- ホ. 肥料工場、アンモニア工場(日産千トン)、特殊鋼工場(年産50万トン)、ルノー乗用車組立工場(年産20万台)等の建設。
- ヘ. 低家賃住宅の建設(20万戸)。
- ト. 肉製品、乳製品、穀物等の大量輸出。

(注) フランスで開発されたテレビ放送標準方式。標準方式としてはこのほかに米国方式(米国、日本等が採用)、パル方式(西ドイツ等が採用)がある。

#### ◇イタリア、選択的引継め緩和策を発表

1. イタリア銀行および同国政府は12月23日、公定歩合の引下げを決定すると同時に、生産促進ならびに輸出振興のための政策措置を導入する旨発表した。今次諸措置の概要は以下のとおり。

##### (1) 公定歩合を1%引き下げ、12月27日から実施する(カッコ内は旧レート)。

#### 手形割引歩合

商業手形割引	8.0%、ただし高率適用(注) の場合は11.5%(9.0%、同 12.0%)
食糧備蓄機関手形	3.5%(3.5%、据置き)
貸付歩合	
通常貸付	8.0%(9.0%)
債券担保特別短期貸付	8.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高 11.5%(9.0%、同 12.0%)。

##### (注) 高率適用の方法

1. 商業手形割引の場合……従来どおり、当該割引実施直前の半期(1～6月または7～12月)における商業手形割引額の平均残高が、強制準備積立所要額の5%を超える銀行に対して適用するが、その場合の罰則金利は従来比0.5%高い3.5%とする。
2. 債券担保特別短期貸付の場合……最初の貸出から次の貸出までの期間に応じて罰則金利を加算することには変わりはないが、適用金利は従来比0.5%高とする。すなわち、最初の貸出を行った後90日以内に2回目の貸出を行った場合は3.5%、91～120日以内は2.5%、121～150日以内は1.5%の金利を適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

##### (2) 以下のような生産促進ならびに輸出振興のための措置を実施する。

###### イ. イタリア中央銀行関係

- (イ) 輸出信用専門金融機関に対して優遇金融を実施する。

- (ロ) 製造業のうち5億リラ以上を借り入れている大口借入先および輸出信用(リラ建、外貨建を問わない)を量的貸出規制(74年4月実施、同年3月末時点の残高に対し75年3月末の残高を15%増以内に抑制)の適用対象から除外する。

- (ハ) 都市の公共施設建設を促進し、これが財源を確保するため公共事業向け金融専門機関(公共事業融資基金<Consorzio di Credito per le Opere Pubbliche>等)の発行するモーゲージ債券を強制準備積立適格債券とする(注)。

- (ヘ) 信用拡大に関し、低開発地(とくに南部)向けの優先を義務づける。

###### ロ. 政府関係

- (イ) 建設公債を発行する。

- (ロ) 建設業に対する融資として、土地債券を担保とする貸付を行う。

(注) イタリアの強制準備制度では、強制準備の積立をイタリア銀行預け金ないしイタリア銀行のとくに認める債券(準備積立適格債券)により行う。

2. 今次緩和措置に関するコミュニケーションの中で、コロンボ蔵相は「最近の生産低落、失業急増にかんがみ、金利の

引下げ等を通じて生産・投資の促進と輸出の振興を図り、また公共事業の助成を通じ雇用機会の増大を目的とした。なお、量的貸出規制は、対外借り入れを行っていることもあって引き続き維持していくこととする」と説明している。

なお、カルリ・イタリア銀行総裁も、12月5日からの商業銀行のプライム・レート引上げ(18.5→19.0%)に関連し「一般需資の沈滞傾向に照らすと金利水準は異常に高く、この是正を図る必要がある。それについても国営企業向けの貸出急増という資金供給の偏りは問題であり、先行きの輸出力増強等を勘案しより選択的な政策の運営が必要である」との指摘を行っていた。

#### ◇スイス中央銀行、非居住者債務増加額に対する最低準備預金制度を強化

スイス中央銀行は12月2日、市中銀行の対非居住者スイス・フラン建債務の74年10月末比増加額に対し、一括払債務80%、定期性債務60%の準備率により最低準備預金を課する旨決定、発表した(12月分から実施)。

本件に関し、同行では「本措置は最近のスイス・フランに対する投機的資金の流入を防止する趣旨から、74年11月に再導入されたネガティブ・インタレスト等の措置を補完、強化するために実施されたものである。なお、非居住者の対外債務に対する準備預金は現在でも72年7月基準のものが若干残っているが、これは再度にわたる準備預金の負担軽減措置によりほとんど negligible<sup>(注)</sup>になっていた」旨コメントしている。

(注) 対非居住者債務についてのみ、20%の積立義務。

#### ◇スイス中央銀行、スイス・フラン建外債発行代り金等の外貨交換義務を強化

スイス中央銀行は12月19日、11月28日に復活したスイス・フラン建外債発行代り金等の為替市場における外国通貨交換義務(12月号「要録」参照)について、今後は全額を同行で交換させることとし、為替市場での交換を認めないとする旨決定(12月20日実施)、発表した。

本件について同行では「先般復活した為替市場での交換義務はその後必ずしも遵守されておらず、依然として外債発行代り金等がスイス国内に滞留するおそれが残っていることから、スイス中央銀行での交換を義務づけ、その完全実施を期したものである」旨説明している。

#### ◇オーストリア中央銀行、貸出増加額規制の延長等を決定。

1. オーストリア中央銀行は、政府、金融界とも協議の

うえ、12月11日のとおり貸出増加額規制の延長等を決定、発表した。

- (1) 74年12月末に期限到来の金融機関の貸出増加額規制を75年6月末まで延長、枠増加率は引き続き月1%増とするが、増加率の計算基準時点は現行の73年末から74年6月末に変更(これに伴い枠増加額は現行比6%増の月26~27億シリング)。
  - (2) 現行の対非居住者債務増加額に対する準備預金(増加額の75%相当額)の積立義務を当分の間免除する(必要な場合は隨時復活)。ただし、金融機関は今後多額の外資流入をみた場合、その事実をただちに中央銀行に報告するものとする。
  - (3) 対非居住者国内債売却等については引き続き中央銀行の許可を要する。
2. 本措置について同行では、「75年前半の貸出枠は基準時点の変更により若干増大するが、これは経済規模、資金需要の拡大に見合って修正したものにすぎず、緩和の意味合いはまったくない。景気はいくぶん鎮静に向かいつつあるものの、10%前後の物価上昇が続き、失業もまだ深刻化していない現状では緩和は時期尚早であり、今般の政府、金融界との協議でも引締めの基本線堅持について完全に合意をみたところである。ただ、金融市場のひっ迫等に対してはいっそう弾力的に対処するつもりであり、非居住者債務増加額に関する準備預金積立義務の免除も対シリング・アタックの懸念がいまのところ生じていないことから、主として金融市場の過度のひっ迫を避けるため実施したものである」旨コメントしている。

#### ◇ベルギーの大手金融グループ、再編成計画を発表

1. ベルギーの大手金融グループであるブリュッセル・ランペールは、12月5日、同グループ内の大手2銀行の合併を中心とする再編成計画(実施は75年1~3月中を目標)を発表した。同計画の概要は次のとおり。
  - (1) ブリュッセル・ランペールの傘下にあるベルギー第2位の銀行、バンク・ド・ブリュッセルと同国第4位のバンク・ランペールを合併し、新銀行バンク・ド・ブリュッセルを設立する(預金総額でみると新銀行<73年12月末現在の2行分総計3,266億ベルギー・フラン>は同国最大のソシエテ・ジェネラル<同3,669億ベルギー・フラン>に著しく接近するが依然第2位)。
  - (2) 同グループの非銀行部門を再編成し、投資会社ランペール社を新設する。
  - (3) 上記の銀行および投資会社の全株式を保有する新たな持株会社ブリュッセル・ランペール社を設立する。

なお、本計画は12月4日付をもって、ベルギー政府、銀行委員会の承認を受けている。

2. 今次再編成計画は、合併による営業基盤の拡大等を通じてソシエテ・ジェネラルとの格差縮小を図るとともに、このところ急成長を示しているベルギー第3位の銀行クレジット・バンク(73年12月末現在預金総額2,150億ベルギー・フラン)に対する競争力の強化をねらったものと一般には受け取られている。

#### ◇ベルギー、雇用拡大措置等を発表

1. ベルギー政府は12月15日、雇用拡大措置を中心としたほか輸出振興などをも内容とする一連の政策措置を発表した。今次諸措置の概要は以下のとおり。

- (1) 失業対事業における雇用労働者数を当初計画比倍増する(10→20千人)。
  - (2) 公的職業訓練の対象者を拡大する。
  - (3) 若年失業者を対象とする職業訓練センターの設立。
  - (4) 政府は75年の公共事業計画の年内完全実施を行うとともに、その発生に際しては、公共住宅建設等雇用増大に対し直接的効果の大きいものから優先的に行う。
  - (5) 民間企業の投資のうち、①短期間に雇用を著増させるもの、②産油国および一次産品生産国向け輸出の拡大に資するもの、③エネルギー消費節約的生産に寄与するもの、などを奨励する。
  - (6) 雇用労働者数が10人以下の零細企業に対しては、人員拡充を促進するための雇用補助金(15千ベルギー・フラン)を支給する。
  - (7) 中小企業の輸出拡大を図るため、当該企業が専門家のコンサルテーションを受ける場合には、国がその費用の一部を負担する。
  - (8) 工業信用公社(Société Nationale de Crédit à l'Industrie、中長期貸出を行う公的金融機関)が行なうる債券の引受けまたは発行の限度額を100億ベルギー・フラン引き上げる。
  - (9) 経済計画に基づく持株会社の活動管理および国が別途定める重要な企業の株式取得規制等を立法化する。
  - (10) 高度の知識を有する労働力の活用による製品輸出を助成する。
2. 本措置の背景としては、これまでの景気抑制策の効果浸透に伴い失業が著増し(失業者数の対前年同期比7~9月+14.5%、10~11月+28.2%)、75年中には失業者が250~300千人(戦後最高記録は1955年の229千人)に達しようとの見方も出てくるような状況となってきたため、雇用拡大に重点を置いたものとみられている。

#### ◇デンマーク、非居住者の証券取得を自由化

デンマーク中央銀行は11月4日、非居住者の証券取得を許可する旨発表した(12月1日から実施)。当局によれば、本措置は同国のEC加盟(1973年1月1日)に伴い、2年以内に実施を義務づけられていた域内資本移動自由化条項を遵守するためのものと説明されている。

#### ◇ノルウェー政府、企業利潤の一部凍結を発表

ノルウェー政府(少数与党の労働党単独内閣)は12月2日、国内投資需要の抑制を目的とする「企業利潤の一部凍結」に関する法案を国会に提出した。本法案によれば、年間(対象期間は1974年以降)50万クローネ以上の利益を計上した企業はその利益の20%をノルウェー銀行特別勘定に預入することが義務づけられ、預入された資金は政府が適切と考える時期まで凍結される。ただし、公害防止を目的とする設備投資等政府のとくに認める投資に係る資金については適宜その引出しが可能とされている。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇韓国、1975年度予算の成立

韓国の1975年度(曆年)予算は12月1日成立した。本予算は、年間8%の実質成長達成のため景気浮揚を主眼に策定され、予算規模は総額1兆2,919億ウォン(74年度当初予算比+52.4%、同最終予算比+24.4%)の巨額に達している。

歳出入の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面では、財政投融資(前年最終予算比+34.9%)が、重化学工業化の推進、エネルギー開発、食糧増産に加え、輸出関連企業に対する財政支援措置の拡充もあって、また俸給・年金(同+30.2%)が公務員給与の引上げを映じて、いずれも大幅に増大、反面、一般経費(同+22.7%)、国防費(同+20.0%)は、比較的低い伸びに抑えられている。
- (2) 歳入面では、低所得層を中心に所得税の大幅減税が実施されることから、内国税(同+18.6%)が伸び悩む一方、関税は製品輸出にかかる輸入原材料の免税措置が撤廃(75年4月1日実施。ただし輸出実行時に徴収済関税を払い戻す)されるため急増(同+47.9%)する見込み。また、米国等からの政府借款導入の大幅拡大(同2.4倍)が予定されている。

## 韓国の1975年度予算

(単位・億ウォン(注1))

		1975年度予算 (A)		1974年 度(B)最 終予算 (△)率	
		金額	構成比		
歳入	租税	10,213	79.1	8,328	22.6
	うち内国税	8,513	65.9	7,179	18.6
	関税	1,699	13.2	1,149	47.9
	専売益金	880	6.8	690	27.5
	その他の	580	4.5	540	7.4
	小計	11,673	90.4	9,558	22.1
歳出	公的借款見返り資金	946	7.3	398	137.7
	借入金	300	2.3	424△	29.3
	合計	12,919	100.0	10,382	24.4
歳出	俸給・年金	1,837	14.2	1,411	30.2
	一般経費	2,129	16.5	1,735	22.7
	地方交付金	1,568	12.1	1,234	27.1
	国防費	3,531	27.3	2,943	20.0
	財政投融資	3,554	27.6	2,634	34.9
	土地金庫(注2)出資金 (肥料勘定赤字補てん)	300	2.3	—	—
合計		12,919	100.0	10,382	24.4

(注1) ウォンは変動相場制を採用しているが、75年1月現在1ウォンは邦貨0.6円強に相当。

(注2) 土地投機等の弊害を防止するため、企業保有の非業務用土地を購入し、これを民間住宅建設、公共施設、企業の業務用等のために売却することを目的とする機関(全額政府出資により新設の予定、授權資本500億ウォン)。

## ◆韓国、経済特別措置を実施

韓国政府は、輸出不振とこれに伴う景気停滞に対処して、12月7日経済特別措置を発表、即日実行に着手した。その概要次のとおり。

## (1) 為替レートの切下げ

韓国銀行の介入レート(注1)を1米ドル当り399ウォンから同484ウォンに切り下げる(切下げ率17.6%)。

## (2) 財政措置

イ. 75年度財政投融資総額の58%、75年度政府物資購入予定額の94%をそれぞれ同年上期中に実行する。

ロ. 政府は繊維、合板等の不況業種の過剰在庫を買上げる(総額300億ウォンを限度)。なお、買上げ分は市場の需給動向を勘案して適時に放出する。

ハ. 1件1億ウォン以上の政府関係工事、財貨購入契約につき総額の30%まで前払いを行う。

ニ. 中小企業特別資金(500億ウォン)を設け、年利12%、期間3年の条件で中小企業に貸し付ける。

ホ. 民間設備投資特別資金(500億ウォン)を設け、年利12%、3年据置き5年分割償還の条件で融資する。

## (3) 物価対策

イ. 金融機関の支払準備率を次のとおり引き上げる  
(単位・%、カッコ内は改訂前)。

## 商業銀行

要求預金 21 (19)

定期性預金 17 (15)

## 農業協同組合・同中央会

要求預金 18 (16)

定期性預金 15 (13)

ロ. 75年6月末までに新規預入される1年末満の定期預金、不特定満期定期預金および特別定期家計預金の金利を次のとおり引き上げる(注2)(年利・%、カッコ内は改訂前)。

## 定期預金

3ヶ月もの 15.0(12.0)

6ヶ月もの 15.0(13.2)

## 不特定満期定期預金(注3)

3ヶ月以上6ヶ月未満 14.4(12.0)

6ヶ月以上1年未満 14.4(12.6)

特別定期家計預金(1年) 18.0(16.0)

ハ. 生活必需品(砂糖、洗剤等9品目)、主要原材料(ポリエチレン、木材等35品目)を含む58品目の価格事前承認制度を採用する(その後38品目は解除)。

ニ. 電気、ガス税の税率を1975年末まで5%に引き下げる(従来15%)。

## (4) その他付随措置

イ. 為替レート切下げに伴う外貨借り入れ企業の返済負担増加に對処し、510億ウォンの特別融資を行う(貸付金利年15.5%、1年据置き2年償還)。

ロ. 為替レート切下げに伴い輸出前貸金融の融資算定期レートを次のとおり引き上げる(カッコ内は改訂前)。

輸入原材料によるもの 1米ドル当り

420ウォン(380ウォン)

国産原材料によるもの

〃

480ウォン(400ウォン)

(注1) 韓国は64年5月來、変動相場制を採用しており、71年6月のフロート・ダウン(対米ドル約12%)以降小幅切下げが続いたが、72年6月以降は韓国銀行の介入によって対米ドル・レートを399ウォンで安定させていた。

(注2) 韓国では74年1月24日、7月31日を期限として新規預入された定期預金等の金利を引き上げ、さらにこれを74年末まで延長していた。

(注3) 満期を特定せず解約時に期間を算定、利子支払いを行うもの。

### ◇香港、預金・貸出金利を引下げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、米ドルの流入抑制の見地から、12月13日および16日の2回にわたって普通預金(注)を除く預金の協定金利を1.5~2.0%引き下げるとともに、16日には1か月定期預金を廃止、通知預金の受入れを停止した。預金金利の引下げ状況は次のとおり(単位・年利%)。

	12月12日 以 前	12月13日 以 降	12月16日 以 降
通知預金	6.0	5.0	4.5
定期預金			
1か月もの	6.75	5.0	廃止
3か月 ノ	8.5	7.5	6.0
6か月 ノ	9.0	8.0	7.0
12か月 ノ	9.0	8.25	7.5

一方、預金金利の引下げに伴い、主要英系2行(香港上海、チャータード)は貸出プライム・レートを12月13日および16日に各0.75%引き下げ9.0%とした。

(注) 16日の引下げ実施に際し、為替銀行協会は、75年1月1日から0.5%引き下げ4.5%とする旨発表済み。

### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、9月26日の切下げ(10月号「要録」参照)に続き、12月10日為替レートを1米ドル=670ピアストルから685ピアストルに切り下げた(切下げ率2.2%、年初来通計19.7%)。なお、米国援助物資の輸入については、特別補助金が1米ドル当たり60ピアストルに据え置かれたため、実効為替レートは1米ドル=625ピアストル(従来610ピアストル)となる。

### ◇タイ、对中国貿易を本格的に再開

タイ政府は12月6日、中国商品の輸入を禁止していた布告第53号(Revolutionary Decree No.53, 1959年1月制定)を全面的に撤廃し、对中国貿易の本格的な再開に踏み切ることを決定した。

同国ではすでに74年1月、上記布告を一部改正、2月以降一部品目(石油、肥料、鉄鋼、機械等10品目)については民間業者に対し輸入許可を与えていた(2~9月中の对中国輸入5百万ドル)が、中国側はタイ商品の買付けを開始する条件として上記布告の廃棄を求めていた模様。

なお、タイ政府は今次措置に先立ち11月28日、中国商品の輸入が過度に増大、これが国内産業を圧迫することを避けるため国営貿易法(State Trading Control Bill)を制定、対共産圏貿易を政府の管理下に置くこととしており、近く政府と民間の折半出資による国営貿易公社が

設立される予定。

### ◇マレーシア、金融緩和措置を発表

マレーシア中央銀行は11月14日、次のとおり金融緩和措置を実施する旨発表した。

#### (1) 商業銀行の対民間貸出増加額規制の緩和

製造業部門および個人住宅建築に対する74年中貸出増加額の最高限度を、従来の73年末貸出残高の20%から同40%に引き上げる(なお、マレー資本による企業と、政府ないし政府関係企業に対する貸出および信用保証スキームに基づく小額貸付については、従来から増加額規制の対象とされていない)。

また、投機、物資退蔵およびしゃし品の購入等にかかる貸出は引き続き認めない。

#### (2) 信用保証スキームに基づく小額貸付の拡大

同スキームに基づく小額貸付については、各行の必要最低実行額を従来の貯蓄預金の5%相当額から10%相当額に引き上げる。

同国では、74年4月来インフレの高進に対処して金融引締め措置を実施(49年6月号「要録」参照)してきたが、最近に至り製材、弱電、繊維等の分野で、企業金融のひっ迫や内外需の減退から業況悪化が目だってきたため、物価の騰勢が食料品価格の軟化等を主因に鈍化傾向(消費者物価の上昇率、前年同期比1~3月21.4%→8月16.6%)に転じた機をとらえ、上記のような部分的緩和措置の実施に踏み切ったものとみられている。

### ◇マレーシア、ゴム市況対策を発表

マレーシア政府は11月28日、天然ゴム市況の安定を図る見地から概要次のような対策(予算総額3億マレーシア・ドル)を実施する旨発表、同時に天然ゴム生産国による緩衝在庫機構の設立検討を提唱した。

(1) 政府は小規模生産者からゴムを買い上げ、備蓄を行う。

(2) 低生産性ゴム園(1ヘクタール当たり生産量800kg以下)の樹木植替えを向こう2年間に促進するよう指導する(小規模生産者の植替えも引き続き奨励)。

(3) ゴムの成長促進剤(エスレル)の使用を中止させる。

(4) 日曜日、祭日等の休日勧行によりゴム採取回数を減らす。

(5) ゴム加工工場、輸出業者等の在庫量を増加させ、市場への供給量を減少させる。

ゴムの国際市況が年初来、先進国の景気後退を映じて大幅な低下(R S S 1号1kg 当り、73年末1.05米ドル→74年11月末0.49米ドル)をみているため、同国ゴム産業

(73年世界生産の約5割、同国輸出総額の約3割を占める)の業況は急速に悪化しつつあり、政府は7月来、ゴム在庫の凍結措置などの対策を講じてきたが目だった改善をみないため、今般上記の対策を打ち出すに至ったものである。

なお、国際的な緩衝在庫機構の設立について、同国政府は「これにより市況の急激な変動を防ぐことができ、ゴム産出国のみならず消費国の利益にもなる」とうたっている。

#### ◇アジア清算同盟の発足

アジア清算同盟(Asian Clearing Union、略称 ACU)は12月9日、南西アジア6か国の加盟によって発足した。同機構の輪郭等、次のとおり。

- (1) 目的…加盟国間の貿易(石油・同製品、天然ガス・同製品を除く)、貿易外取引について多角的決済方式を導入することにより、①域内貿易の拡大、②加盟国の外貨準備の節約、③域内通貨の使用促進と加盟国間の金融協力の推進、などを図る。
- (2) 加盟国…イラン、スリランカ、インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュの6か国。なお、ESCAP(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)の加盟国および准加盟国は加盟資格を有する。
- (3) 計算単位…AMU(Asian Monetary Unit、SDRと等価)
- (4) 決済方法…加盟国間の債権・債務は、イラン中央銀行に設置されるClearing Houseにおいて、各国中央銀行勘定を通じて1か月ごとに多角的に相殺され、残額は金ないし交換可能通貨で決済される。

(5) 本部所在地…テヘラン

(6) 議長…テネクーン・スリランカ中央銀行総裁

ACUの設立については、1973年のECAFE(ESCAPの前身)総会に協定案が提出され、イラン、スリランカがいち早く署名したが、①域内貿易の規模が小さいこと、②ACUの有効な運営に疑問が持たれること、などから参加に難色を示す国が多く、発足が遅れていた(48年6月号「要録」参照)。しかしその後、インド、パキスタン、ネパール等では国際収支悪化懸念が強まり、この間インド、パキスタン両国の関係正常化の進展(次項参照)もあったことから、本年初來南西アジア諸国を中心にして設立機運が急速に高まり、このほど6か国をもって正式に発足の運びとなったもの。

#### ◇インドとパキスタン、貿易再開に合意

インド、パキスタン両国政府は11月30日、第2次印パ戦争(65年)以来とだえていた両国の貿易関係を9年ぶりに再開する旨合意に達した。調印された議定書の主な内容は次のとおり(正式の貿易協定は、75年1月に調印の予定)。

- (1) 両国間の貿易を74年12月7日から再開する。
- (2) 貿易の決済は交換可能通貨(free convertible currency)で行う。
- (3) 両国は互いに最恵国待遇を与える。
- (4) 貿易は当初政府間ベースまたは政府系貿易公社を通じて行う。

両国が貿易再開に踏み切ったのは、①もともと両国は地理的に隣接しているうえ、天然資源や生産物のうちかなりの品目が相互に補完的関係にあり、貿易再開のメリットが大きいこと(ちなみに64/65年度の両国の貿易額は55百万ドル)、②72年7月のシムラ協定に基づきカシミール停戦ライン画定、捕虜の相互送還等の戦後処理が進み、その後郵便、通信、陸上交通等実務面の関係正常化も漸次進展しており、近い将来の国交(71年12月来断絶)再開に備えての重要な一步として貿易面での正常化が急がれたこと、などによるものとみられる。

なお両国はすでに、ただちに貿易可能な品目として、綿花、米(以上パキスタンの輸出品)、鉄鉱石、茶、ジュート製品、鉄道設備、エンジニアリング製品(以上インドの輸出品)の7品目をあげており、手続上の細目もほとんど決まっていることから、新年早々にも荷動きが始まるとみられている。

#### ◇スリランカ、1975年度予算を発表

スリランカ政府は11月6日、75年度(暦年)予算案を国会に提出した(12月20日に成立)。本予算案は食糧自給化と国内産業開発に重点を置いた大型赤字予算となっているが、予算演説においてペレラ蔵相は、同国経済の窮状について、「食糧事情は外国援助や国内の増産によりなんとか窮地を脱しつつあるものの、工業生産は停滞を持続、対外でも基礎的物資の輸入価格高騰により貿易収支の大幅悪化を余儀なくされるなど厳しい環境にある」と訴え、このため各國に援助の大幅増額を要請するとともに、本大型予算によって景況の立直りを図り、「75年は実質8%程度の成長(74年見込み4%)を達成したい」と述べている。本予算案の特色、次のとおり。

- (1) 歳出面……経常支出は食糧補助費(経常支出の24.5%、前年度の2倍)や人件費(同34.6%、同+14.4%)の膨脹を主因に、資本支出も経済開発5か年計画(72~

## スリランカの1975年度予算案

(単位・百万ルピー)

		1974年度 実績見込み	1975年度 予 算	前年度比
歳 入	租 稅 収 入	3,404	4,089	+ 20.1
	そ の 他	711	792	+ 11.4
	計	4,115	4,881	+ 18.6
歳 出	経 常 支 出	3,840	4,875	+ 27.0
	資 本 支 出	1,638	2,074	+ 26.6
	そ の 他	100	0	—
計		5,578	6,949	+ 24.6
収支じり(△印は赤字)		△1,463	△2,068	+ 41.4
資調 金達	国 内 借 入 れ	923	973	+ 5.4
	外 国 援 助	540	1,095	+ 102.8

76年)の一環である産業開発費の急増(前年度比+38.9%)を中心にそれぞれ増大、全体では69.5億ルピーと、前年度比24.6%の急増(前年度同7.9%増)となっている。

(2) 歳入面……輸入増大に伴う関税の増収や富裕階級に対する増税、公団に対する新規課税措置などから、総額48.8億ルピーと、前年度比18.6%の増加(前年度同2.8%増)となる見込み。

(3) この結果、赤字幅は20.7億ルピーとなり、前年度比41.4%の大幅拡大をみているが、これについては国内借入れ(9.7億ルピー)および外国援助(11.0億ルピー、うち商品援助8.7億ルピー)により補てんする方針で、大蔵省証券の発行(前年度1.5億ルピー)は見送っている。

## ◇豪州、新外資規制の導入を発表

豪州政府は12月10日、外国資本による豪州企業の買収(takeovers)に対処するため、現行の外資規制法(後述)に代わる新外資規制法を制定することとし(近く国会提出予定)、当面、同法が成立するまでの期間については、行政権の発動により同法の趣旨に沿った規制をただちに実施する旨発表した。

規制の主な内容は次のとおり。

## (1) 目的

外国資本による豪州企業(法人、個人とも)の買収に対する審査を強化し、国益に反すると判断される場合にはこれを禁止する。

## (2) 審査の対象

イ. 原則として資産1百万豪ドル以上の企業につき、  
 ①外国企業(法人、個人とも)1社が豪州企業の株式および資産(鉱業権を含む)の15%以上、ないしは外国企業数社が合計40%以上を取得する場合、②外国企業に対し重役会における代表権限を拡大したり、株主総会における投票権を増加させる場合(これは、外国企業相互間にも適用)。

ロ. 豪州所在の外国企業(ただし、資産の50%以上が豪州に所在するか、または豪州における資産が3百万豪ドル以上の企業)につき、海外における株式および資産の変動が当該企業の経営権に変更をもたらす場合。

## (3) 買収の通告

株式および資産を取得しようとする外国企業は、40日以前に政府に対しその旨を通告しなければならない。

## (4) 許可基準等

上記買収の許可にあたっては、生産能力の増強、技術革新の導入、新規市場の開拓、適正な価格水準の維持などの面で豪州の国益と合致するかどうかを判断基準とし、新設の買収問題委員会(Committee of Foreign Takeovers、大蔵大臣諮問機関)がこれを認定、大蔵大臣が決裁する。

## (5) 罰則

本法に違反する買収には、買収金額相当額までの罰金を課すことができる。

同国では72年9月、外資規制法(Companies (Foreign Takeovers) Act)を制定し、外国資本による豪州企業の買収を規制(ただし、株式取得のみを対象)してきたが、今回の措置は、政府による規制の対象を拡大するとともに、罰則規定を強化し、資源保護も含めて外資に対する政府の管理を一段と強めることをねらったものといわれている。

## ◇豪州、対日砂糖長期輸出契約の締結に合意

1. 豪州のコロニアル精糖会社(同国唯一の砂糖輸出会社)は12月18日、日本の精糖業界との間で原糖の長期輸出契約締結につき合意した。主な合意内容、次のとおり。

(1) 契約期間 75年7月以降5年間

(2) 輸出量 年間60万トン

(3) 輸出価格 トン当たり229ポンド(C I F建)

なお、日豪両国政府は、同民間契約にかかる確認文書(両国は、砂糖の国際相場が上記契約価格から大きく乖離した場合でも輸出入規制等を行わない旨約束)を交換する予定。

2. 豪州はかねてから、砂糖国際市況の変動が激しいこと、先行き英國等による特恵買付けの縮小も予想されることなどから、新たに長期安定的な輸出市場を確保すべく、アジア諸国を中心長期契約締結交渉を進めており、日本とも4月以降具体的な交渉を重ねてきたが、この間、国際砂糖相場は11月央ごろまでは毎月既往ピークを更新する急騰(トン当たり73年末148ポンド→74年11月21日650ポンド<既往ピーク>)を続けたため、価格面での折合いかつかず交渉が難航していた。しかしながら、最近に至り市況は高値警戒感による買控えや投機のはく落から急落(12月18日現在410ポンド)に転じたため、今般上記価格で双方合意に達したもの。

## 共産圏諸国

### △ソ連、1975年国家予算の成立

ソ連の1975年国家予算案は、12月18日最高会議に上程され、同20日「1975年ソ連国家予算法」として発表された。その特色は次のとおり。

(1) 岁入総額2,086億ルーブル、歳出総額2,084億ルーブルと前年に引き続き均衡財政を維持している。予算規模の伸びは歳出入とも前年比7.4%増と前年の伸び(各+6.8%)を上回っている。

(2) 岁入内訳は詳細が明らかにされていないが、従来どおり取引税、生産フォンド使用料、固定納付(固定資産税)、剩余利潤納付等を主体とする国営など社会化経済部門からの収入が1,897億ルーブル(前年比+7.4%、歳出総額の91%)と大宗を占めており、反面、国民諸税收入(個人所得税に相当、前年比+7.2%)のウエイトは7%にとどまっている。

(3) 岁出面では、最大の支出項目である国民経済費(農・工業、運輸・通信部門の固定資本投資、運輸資金に充当)が1,026億ルーブル(前年比+7.9%)と歳出総額の49%を占める一方、国防費は前年比2億ルーブル削減され、歳出総額中ウエイトが前年の9.1%から8.3%に低下している。

### △ソ連、1975年経済発展計画を發表

12月18~20日に開催されたソ連最高会議において、1975年国民経

## ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1973年	1974年	前年比	1975年	前年比
歳入総額	1,818	1,943	6.8	2,086	7.4
うち利潤納付	642	626	△ 2.5	—	—
取引税	579	620	7.1	—	—
国民諸税	156	167	7.0	179	7.2
歳出総額	1,816	1,940	6.8	2,084	7.4
うち国民経済費	865	951	9.9	1,026	7.9
社会文化費	674	703	4.3	768	9.2
国防費	179	176	△ 1.6	174	△ 1.2
行政費	18	18	0	19	5.6

(注) △印は減。

済発展計画が発表された。

同計画の骨子は次のとおり。

【(1) 工業生産は、前年比6.7%増と、74年実績見込み(8.0%増)をかなり下回る水準に設定されている。この結果、第9次5ヵ年計画(1971~75年)全体としては、第24回党大会(71年11月)で採択された目標(年平均7.3%増)が達成されることになる(同5ヵ年計画策定当初設定された年平均8.0%の伸びの実現は不可能)。

一方農業生産は、過去2年連続の豊作のあとを受け74年目標(1,000億ルーブル)と同水準とされている。

【(2) 工業生産の内訳をみると、再び生産財重視の方針が打ち出されている(前年度比増加率、生産財7.0%、消費財6.0%)。これは76年に始まる第10次5ヵ年計画を控えて、経済発展、国民福祉向上の基礎は生産財の増

## ソ連の第9次5ヵ年計画の目標と実績

(前年比増減(△)率・%)

	1971年 実績	1972年 実績	1973年 実績	1974年実 績見込み	1975年 目標	1971~75 年平均
国民所得	6.0	4.0	6.8	—	6.5	6.8
工業生産	7.8	6.5	7.4	8.0	6.7	8.0
生産財	7.7	6.8	8.2	—	7.0	7.9
消費財	7.9	6.0	5.9	—	6.0	8.3
農業生産	0	△ 4.6	14.0	—	—	3.7~4.1
穀物(百万トン)	181.0	168.0	222.5	195.5	—	195.0
投資総額	7.0	7.0	4.0	—	7.3	6.9
工業労働生産性	6.3	5.2	6.0	6.6	5.7	6.8
個人所得(1人当たり実質)	4.5	3.7	5.0	4.2	5.0	5.4
小売売上高	7.0	6.9	5.3	—	6.2	7.2
貿易総額	6.0	9.0	16.4	—	13.0	5.9~6.2

産にあるとの判断に立ったものであり、画期的な動きとして注目される。

なお、産業部門別では、機械、化学・石油化学、燃料、鉄鋼、非鉄等基礎的部門の増産に力点が置かれているが、エネルギー問題が世界的にクローズ・アップされているおりでもあり、石油、天然ガス等燃料資源の開発がとくに重視されている。

#### ◆ルーマニアとブルガリア、強制外貨交換制度を採用

東欧では、外貨獲得を目的に、西側からの入国者に対

し、持込み外貨の一定額を自国通貨に交換することを義務づける強制外貨交換制度を導入する国(注)があいついでいるが、このほどルーマニアおよびブルガリア両国が同制度を採用(それぞれ11月1日、同15日実施、両国とも滞在1日当り10米ドル相当額を義務づけ)、これにより東欧6か国がすべて足並みをそろえることになった。

(注) 滞在1日当り強制外貨交換額

チェコスロバキア	7米ドル相当額
東ドイツ	13東ドイツ・マルク(ただし、東ベル
ハンガリー	リンの場合は6.5東ドイツ・マルク)
ポーランド	7米ドル相当額 10米ドル相当額